

2025年8月12日

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被災されたお客さまへ

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記の通りのお取扱いを実施しておりますのでご案内致します。

何卒、お気軽にご相談いただきますよう、お願いいたします。

記

[令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法適用地域]

県	市区町村
石川県	金沢市
鹿児島県	薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市
山口県	宇部市
熊本県	熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町

※2025年8月11日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

※下線部が新たに追加された地域となります。

1. 預金のお取引

- (1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払をいたします。
※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。
- (2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。
- (3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合は窓口にてご相談下さい。
- (4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

2. 融資のお取引

既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。